

スポーツ用具貸出基準

(目的)

第1条 木更津市のスポーツ振興を目的に、木更津市民が体力・年齢・目的に応じて楽しめる多様なスポーツ・レクリエーションの普及を図るため、木更津市が所管する身近なスポーツ用具（以下「貸出用具」という。）の貸出方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 木更津市内に住所を有する個人または木更津市内に活動拠点のある団体を貸出の対象とする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(貸出用具)

第3条 貸出用具は別表のとおりとする。

(借用申請)

第4条 貸出を希望する者は、事前に木更津市民体育館に電話等で借用の可否を問い合わせ、借用が可能であるときは木更津市民体育館にて申請するものとする。申請は借用申請書（様式第1号）にて行うものとする。

(申請期間)

第5条 申請期間は原則として借用日の1箇月前から3日前までとする。

(貸出・返却場所)

第6条 木更津市民体育館とする。

(貸出期間)

第7条 貸出期間は貸出日・返却日を含めて1週間以内とする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(使用場所)

第8条 使用場所は原則として木更津市内とし、屋内外の使用については別表のとおりとする。

(返却等)

第9条 返却する際は、使用した用具に故障がないかどうか確認するものとする。使用後の用具類の手入れを励行するものとする。

(貸出料金)

第10条 貸出料金は無料とする。

(禁止事項)

第 11 条 使用者は次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 貸出用具の転貸
- (2) 営利目的のイベント等での使用
- (3) その他第 1 条の目的に即さない行為
(紛失破損)

第 12 条 申請者において用具を紛失または破損した場合の損害は、原則として申請者の負担とする。

(事故の免責)

第 13 条 木更津市は用具の貸出中に発生したいかなる事故及び傷病に対する責任を負わないものとする。

附 則

(運用期日)

- 1 この基準は、令和元年 5 月 1 日より運用する。

附 則

(運用期日)

- 1 この基準は、令和 5 年 2 月 1 日より運用する。

附 則

(運用期日)

- 1 この基準は、令和 7 年 3 月 27 日より運用する。